

新しい法律のご紹介（第9回）

個人情報保護に関する大綱が固まる

2001年1月

国民生活に重要な影響を及ぼす新しい法律を、できるだけ易しい言葉で紹介するコーナーの第9回目は、「個人情報基本法」です。実はこの法律はまだ成立していませんが、本国会に提出される予定となっています。しかし、既にこの法律の青写真ともいえる「大綱」が、昨年10月、情報通信技術（IT）戦略本部の専門委員会から出されていますので、法律もこの大綱に沿って条文化される予定になっています。そこで、今回は、この大綱をご紹介します。

まず、この法律の制定に至った経緯について振り返って見ましょう。日本では、外国と比べて個人情報保護という考えは、政府にもまた国民にも充分行き渡っていませんでした。しかし、OECD（経済協力開発機構、29カ国で構成され、日本も加盟しています）が個人情報保護に関するガイドライン（1980年）を出し、更に指令（1995年）を出し、個人情報保護が充分でない国に対しては情報の移転を拒否できるとしました。そこで、政府は、それは困るといくことで、国際水準に追いつくため重い腰を上げました。しかし、この法律を検討するにつれ、日本社会が、個人情報保護についてあまりにも問題が多いことが判明し、個人情報を利用している各分野から反対が相次いでいます。しかし、報道機関は、報道は国民の知る権利に奉仕するとして今回は大綱から外されましたが、心ない報道により個人のプライバシーが侵害されることは度々生じています。写真・女性雑誌、スポーツ新聞など、報道は個人情報を曝露して成り立っているといっても過言ではありません。また、消費者金融からダイレクトメールが送られたりして、心外した方もいるでしょう。どこかからあなたの個人情報が漏れているのです。医学の分野では様々な医学情報が収集されています。例えば、病院のカルテを集めて、特定の治療法や薬剤の効果を確認するという研究などです。しかし、あなたは、自分のカルテを治療目的以外で研究者に見せることを了承していたのでしょうか。このような例はほんの一部です。情報機器が発達した現在では、瞬時にあなたの個人情報が多数に国境を超えて伝えられてしまいます。そこで、大綱は、①利用目的による制限、②適正な方法による取得、③内容の正確性の確保、④安全保護措置の実施、⑤透明性の確保をうたっています。言われてみれば当然のことで、このような基本原則のないまま個人情報が利用されていた我が国のこれまでの状態こそ異常なのです。しかし、他方、厳しい法的規制により、我々市民が知るべき情報まで規制されれば、もともともありません。

つまり、このような大綱そして個人情報基本法の制定の後が大切なのです。ここでは、私たちは、次のようなことが大切と考えています。1 報道機関や研究者は個人情報利用を必要とする理由を説明し、どのように配慮するのかを、自ら国民に示すべきです。そして、違反に対して、当該業界や学会自らが充分な規制をする方策を示すべきです。2 個人情報に関する紛争について、中立的で柔軟・迅速な仲裁・調停機関を設けることが必要です。日弁連が提唱している、人権救済機関構想がこれですが、「箱」を造るだけではだめで、これを動かす人材の教育訓練が必要です。3 市民が自らの情報にもっと敏感になるべきことです。しかし、これには次のような条件が付きまします。一つは他人の個人情報にも配慮をすることと、正当な理由ある研究には喜んで応ずることです。課題は山積みです。